

特71

652

平民子著

萬民必讀

民法百解

大阪平民館發兌

301021-000-7

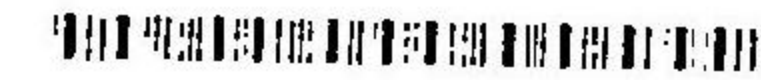
特71-652

民法はやわかり(万民必讀)

榎本松之助/編

M31.7

BBL-0004



特71

652

平民子著

必讀 萬民

民法信解

大阪平民館發兌

持 71
652



78W25105

一ふでまめと上り
みんほふはわかりは。みなくさまがたに。
せひく。おん入用之。事とぐんど。おんてもとませ。
は目よかけり。

必 讀 萬 民
民法俗解
このくらい。わかり。
やさしいはんは。ほかに
ありません。

どうぞく。おほとめまに。かかわせられぬ。
金六錢あり。つかいのもの。おんわたと。被下たる。
又。御不用よひ。おんもとと下され度。

民法早わかり

愈七月十六日より實施せられんとす夫れ我國の法律多きが中に上は高樓の紳士より下は九尺二間の棟割長屋に住む者に至るまで最も廣く適用せられ我々の權利に最も直接の關係を有するものは民法なるべし今其民法中殊に一般に要用なる部分の條項に註釋を加へ女子供にも其意の分る様親切に説き示し名づけて「民法早わかり」といふされば其便益云ふまでもなし必ず一冊を求めて男女共に國民として得たる權利をば充分に行ひ給へよ

平民館主しるす

民法第四編

第三章

婚姻

第一節

婚姻ノ成立

第一款 婚姻ノ要件

第七百六十五條 男ハ滿十七年女ハ滿十五年ニ至ラレハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス（男の方は、まゝ、十七才女の方は、まゝ、十五才に成らねば嫁を貰ふたり嫁入したりする事は出来ぬなり）

第七百六十六條 配偶者アル者ハ重テ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス（配偶者とは連合といふ事なり）
なり女房の、ある男や亭主ある女は、外の男女と結婚するとはならぬ）

第七百六十七條 女ハ前婚ノ取消又ハ取消ノ日ヨリ六個月ヲ經過シタル後ニ非サレハ再婚ヲ爲スコトヲ得ス（一度縁付いた事ある女の二度縁付くには前の亭主と別れてから、ハケ月経たねば他へ再び縁付く事は出来ぬなり）

女カ前婚ノ取消又ハ取消ノ前ヨリ懐胎セシ場合ニ於テハ其分娩ノ日ヨリ前項ノ規定ヲ適

用セス（前に縁付いた事の取消しと成つて居らぬ内に身持と成つた節は子の生れた日より前に記す六ヶ月経たねば他へ再び縁付く事は出来ぬといふ規定を用ゐない即ち子の生れた上は何時でも再び縁付いて構はないといふ事なり）

第七百六十八條 姦通ニ因リテ離婚又ハ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ相姦者ト婚姻ヲ爲スコトヲ得ス（間男をして離縁され又は間男の罪を受けたものは其間男をした男又は女と婚姻をする事は出来ぬ）

第七百六十九條 直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲ス事ヲ得ス但養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在ラス（さし渡し血統にて血のつゞいた者同士は婚姻する事は出来ぬ直系でなく傍系で三親等内は同じく婚姻する事は出来ぬ尤も養子と養親の親族との間は構はぬなり）

第七百七十條 直系姻族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス第七百二十九條ノ規定ニ依リ姻族關係カ止ミタル後亦同シ（第七百二十九條の規定とは「姻族關係及び前條ノ親族關係ハ離婚ニ依リテ止ム夫婦ノ一方カ死亡シタル場合ニ於テ生存配偶者カ其家ヲ去リタル

トキ亦同シ」とある是れなり扱て直系の姻族同士は婚姻する事が出来ぬ又第七百二十九條の姻族關係がない様に成ても同じである

第七百七十一條 養子、其配偶者、直系卑属又ハ其配偶者ト養親又ハ其直系尊属トノ間ニ於テハ第七百三十條ノ規定ニ依リ親族關係カ止ミタル後ト雖モ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス（第七百三十條ノ規定とは「養子ト養親及ヒ其血族トノ親族關係ハ離婚ニ因リテ止ム。養親カ養家ヲ去リタルトキハ其者及ヒ其實方ノ血族ト養子トノ親族關係ハ之ニ因リテ止ム。養子ノ配偶者、直系卑属又ハ其配偶者カ養子ノ離縁ニ因リテ之ト共ニ養家ヲ去リタルトキハ其者ト養親及ヒ其血族トノ親族關係ハ之ニ因リテ止ム」とあるなり）

第七百七十二條 子カ婚姻ヲ爲スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但男ハ滿三
十年女カ滿二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス（其子が婚姻をするには家にある両親が
承知せねばいかぬ尤も男は三十五に成た後なればさうで無てもよろしい）
父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スル
コト能ハサルトキハ他ノ一方ノ同意ノミヲ以テ足ル（前に両親が承知せねばとあるがも

しも両親の内父か母か其一人が知れぬとか死んだとか家を去りて居らぬとか又は其他の事故にて承知とも不承知とも云ふ事が出来ぬとかの場合には他の一方さへ承知すれば好

父母共ニ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ未成年者ハ其後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス（両親共に前の通りなる場合は二十才未滿の者なれば其後見人及ビ親族會の承知を得ねばならぬなり）

第七百七十三條 繼父母又ハ嫡母カ子ノ婚姻ニ同意セサルトキハ子ハ親族會ノ同意ヲ得テ婚姻ヲ爲スコトヲ得（繼父母又ハ嫡母カ婚姻を承知せぬ時には親族會の承知を得て婚姻する事が出来る）

第七百七十四條 禁治産者カ婚姻ヲ爲スニハ其後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス（禁治産者とは本法第七條に「心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ付テハ裁判所ハ本人、配偶者、四等親内ノ親族、戸主、後見人、保佐人又ハ檢事ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ爲スコトヲ得」とある即ち其禁治産の宣告を受居る者なり此者の婚姻するには後見人の承諾を得ねばならぬ）

第七百七十五條 婚姻ハ之ヲ戶籍吏ニ届出ツルニ因リテ其效力ヲ生ス（婚姻は戶籍係の役人へ届け出でねばならず届け出で、始めて效力あるなり）

前項ノ届出ハ當事者雙方及ヒ成年ノ諸人二人以上ヨリ口頭ニテ又ハ署名シタル書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第七百七十六條 戶籍吏ハ婚姻カ第七百四十一條第一項、第七百四十四條第一項、第七百五十條第一項、第七百五十四條第一項、第七百六十五條乃至第七百七十二條及ヒ前條第二項ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス但婚姻カ第七百四十一條第一項又ハ第七百五十條第二項ノ規定ニ違反スル場合ニ於テ戶籍吏カ注意ヲ爲シタルニ拘ハラス當事者カ其届出ヲ爲サント欲スルトキハ此限ニ在ラス（第七百四十一條第二項は「婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者カ更ニ婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルトキハ婚家若クハ養家及ヒ實家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」とあるもの第七百四十四條は「法定ノ推定家督相續人ハ他家ニ入り又ハ一家ヲ創立スルコトヲ得ス但本家相續ノ必要アルトキハ此限ニ在ラス」とあるも

の第七百五十條第二項は「家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」とあるもの第七百五十四條第一項は「戸主カ婚姻ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルト

キハ前條ノ規定ニ從ヒ隱居ヲ爲スコトヲ得」とあるものなり参照すべし

第七百七十七條 外國ニ在ル日本人間ニ於テ婚姻ヲ爲サント欲スルトキハ其國ニ駐在スル

日本ノ公使又ハ領事ニ其届出ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ前二條ノ規定ヲ準用ス(日

本人同士が外國にありて婚姻するには其國に駐在する公使か領事かへ届けの手續をする

事が出来るなり其時は前二條の規定を用ゐるなり)

第二款 婚姻ノ無効及ヒ取消

第七百七十八條 婚姻ハ左ノ場合ニ限り無効トス(婚姻ハ左の如き場合には無効となるな

り)

一 人違其他ノ事由ニ因リ當事者間ニ婚姻ヲ爲ス意思ナキトキ(人違其他の事にて當

人同士が婚姻を爲す心なき時には無効となる)

二 當事者ノ婚姻ノ届出ヲ爲ササルトキ但其届出カ第七百七十五條第二項ニ掲ケタル

條件ヲ缺クニ止マルトキハ婚姻ハ之ヲ爲メニ其効力ヲ妨ケラルルコトナシ(第七

百七十四條に依り届出でを爲されば無効と成る尤も第七百七十四條第二項の條

件が欠くるのみなれば無効とは成らぬ)

第七百七十九條 婚姻ハ後七條ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス(婚姻の取

消は以下第七百七十九條より第七百八十五條までの定めに従らねば出来ぬ)

第七百八十條 第七百六十五條乃至第七百七十一條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ各當事者、

其戸主、親族又ハ檢事ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但檢事ハ當事者ノ一方カ

死亡シタル後ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第七百六十六條乃至第七百六十八條ノ規定ニ違反シタル婚姻ニ付テハ當事者ノ配偶者又

ハ前配偶者モ亦其取消ヲ請求スルコトヲ得

第七百八十一條 第七百六十五條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ不適齡者カ適齡ニ達シタルト

キハ其取消ヲ請求スルコトヲ得ス(男は満十七才女は満十五才といふ規定に違反したる

婚姻とらへども既に其適齡に達したる時は取消することは出来ぬ)

不適齡者ハ適齡ニ達シタル後尙三ヶ月間其婚姻ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但適齡ニ達シタル後追認ヲ爲タルキハ此限ニ在ラス(追認とは前同様夫婦であるといふ事を承認する也)

第七百八十二條 第七百六十七條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ前婚ノ解消若クハ取消ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シ又ハ女カ再婚後懐胎シタルトキハ其取消ヲ請求スルコトヲ得ス(第七百六十六條を見あはすべし)

第七百八十三條 第七百七十二條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ同意ヲ爲ス權利ヲ有セシ者ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得同意カ詐欺又ハ強迫ニ因リタルトキ亦同シ(同意を爲す權利を有せし者とは家にある父母、未成年者にありては後見人等なり第七百七十一條を参照すべし)

第七百八十四條 前條ノ取消權ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス
一 同意ヲ爲ス權利ヲ有セシ者カ婚姻アリタルコトヲ知リタル後又ハ詐欺ヲ發見シ若クハ強迫ヲ免レタル後六ヶ月ヲ經過シタルトキ
二 同意ヲ爲ス權利ヲ有セシ者カ追認ヲ爲シタルトキ

三 婚姻届出ノ日ヨリ二年ヲ經過シタルトキ
第七百八十五條 詐欺又ハ強迫ニ因リテ婚姻ヲ爲シタル者ハ其婚姻ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得(いつはり又は無理強ひにてなしたる婚姻は取消をする事が出来る)
前項ノ取消權ハ當事者カ詐欺ヲ發見シ若シクハ強迫ヲ免レタル後三ヶ月ヲ經過シ又ハ追認ヲ爲シタルトキハ消滅ス(前の權利はいつはり云ふを知り又は無理強ひを逸れたる後三ヶ月を過シ或は追認したる時には此權利は消へて仕舞ふなり)
第七百八十六條 培養子縁組ノ場合ニ於テハ各當事者ハ縁組ノ無効又ハ取消ヲ理由トシテ婚姻ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但縁組ノ無効又ハ取消ノ請求ニ附帶シテ婚姻ノ取消ヲ請求スルコトヲ妨ケス(縁組の無効及び取消といへる事は第八百四十九條以下を参照すへし扱て其無効取消を理由として婚姻の取消を請求することが出来る又右に附帶して請求することも出来る)
前項ノ取消權ハ當事者カ縁組ノ無効ナルコト又ハ其取消アリタルコトヲ知リタル後三ヶ月ヲ經過シ又ハ其取消權ヲ拋棄シタルトキハ消滅ス(拋棄とはほり捨てる事なり)

第七百八十七條 婚姻ノ取消ハ其效力ヲ既往ニ及ホサス（前數條に述ぶる婚姻の取消は其前にさかのぼり效力を及ぼすものにあらざ）

婚姻ノ當時其取消ノ原因ノ存スルコトヲ知ラザリシ當事者カ婚姻ニ因リテ財産ヲ得タルトキハ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テ其返還ヲ爲スコトヲ要ス

婚姻ノ當時其取消ノ原因ノ存スルコトヲ知リタル當事者ハ婚姻ニ因リテ得タル利益ノ全部ヲ返還スルコトヲ要ス尙ホ相手方カ善意ナリシトキハ之ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第二節 婚姻ノ效力

第七百八十八條 妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル（女の方は婚姻なせば夫の家へ這入る）

入夫及ヒ婿養子ハ妻ノ家ニ入ル（入夫及び婿養子は婚姻の後は女房の家に這入る）

第七百八十九條 妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フ（女房は亭主と同じ家に居らねばならぬ）

とめを持つて居る）

夫ハ妻ヲシテ同居ヲ爲サシムルコトヲ要ス（亭主たるものは女房をして同じ家に居らねばならぬ）

第七百九十條 夫婦ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ（夫婦たるものは亭主は女房を女房は亭主を互に扶け養ふつとめを養ふて居る）

第七百九十一條 妻カ未成年者ナルトキハ成年ノ夫ハ其後見人ノ職務ヲ行フ（女房が二十才以下であれば二十才以上の亭主は女房の後見人となりその職務を行ふものなり）

第七百九十二條 夫婦間ニ於テ契約ヲ爲シタルトキハ其契約ハ婚姻中何時ニテモ夫婦ノ一方ヨリ之ヲ取消スコトヲ得但第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス（夫婦の間に結んだ約束は亭主か女房か其一方から取消すとは出来るが第三者即ち夫婦より外の者にまでかゝる約束にて取消すために其外の者の權利を害する様な事は出来ぬ）

第三節 夫婦財産制

第一款 總則

第七百九十三條 夫婦カ婚姻ノ届出前ニ其財産ニ付キ別段ノ契約ヲ爲サザリシトキハ其財産關係ハ次款ニ定ムル所ニ依ル（婚姻の届出で前に夫婦の財産につき別に斯うといふ約束がなければ下に定むる様な事になる）

第七百九十四條 夫婦カ法定財産制ニ異ナリタル契約ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ届出マテニ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承継人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス（法定財産制とは第二款第七百九十七條より第八百六條までにあり参照すべし其制に異なりし契約を夫婦の間にした場合には婚姻の届出前に其登記をせねば承継人及び第三者に向ふて争ふことが出来ぬ故に登記するが利益なり）

第七百九十五條 外國人カ夫ノ本國ノ法定財産制ニ異ナリタル契約ヲ爲シタル場合ニ於テ婚姻ノ後日本ニ国籍ヲ取得シ又ハ日本ニ住所ヲ定メタルトキ一年内ニ其契約ヲ登記スルニ非サレハ日本ニ於テハ之ヲ以テ夫婦ノ承継人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス（これは外國人が日本の籍に入り又は住所を定めたる場合なり）

第七百九十六條 夫婦ノ財産關係ハ婚姻届出後ニ之ヲ變更スルコトヲ得ス
夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ財産ヲ管理スル場合ニ於テ管理ノ失當ニ因リ其財産ヲ危クシタルトキハ他ノ一方ハ自ら其管理ヲ爲サンコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得（夫婦の内意主カ女房カ女房カ亭主カの財産を管理して居る内其管理の仕方がよくなく財産を危く

した時には片一方の女房カ亭主カは自分で管理したいからといふ事を裁判所に請求する
とが出来ぬ）
共有財産ニ付テハ前項ノ請求ト共ニ其分割ヲ請求スルコトヲ得（もしも右の財産が亭主と女房とのもやいのであつたなれば前の請求と同時に分けて呉れといふ事を請求する事が出来る）

第七百九十七條 前條ノ規定又ハ契約ノ結果ニ依リ管理者ヲ變更シ又ハ共有財産ノ分割ヲ爲シタルトキハ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承継人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス（以上の場合には登記をせざれば不利益なり）

第二款 法定財産制

第七百九十八條 夫ハ婚姻ヨリ生スル一切ノ費用ヲ負擔ス但妻カ戸主タルトキハ妻之ヲ負擔ス（婚姻の爲めに出来た費用は一切亭主が引受けねばならぬ尤も女房が戸主なれば女房が引受けねばならぬなり）

前項ノ規定ハ第七百八十九條及ヒ第八章ノ規定ノ適用ヲ妨ケス（第八章とは第九百五十

條乃至第九百五十九條の規定なり参照すべし)

第七百九十九條

夫又ハ女戸主ハ用法ニ從ヒ其配偶者ノ財産ノ使用及ヒ收益ヲ爲ス權利ヲ

有ス(亭主又は女の戸主は其連合の財産を使用の利益を得る權利を持つて居る)

夫又ハ女戸主ハ其配偶者ノ財産ノ果實中ヨリ其債務ノ利息ヲ拂フコトヲ要ス(果實とは
收益なり其收益の中より債務の利息を拂はねばならぬ)

第八百條

第五百九十五條及ヒ第五百九十八條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス(第五

百九十五條とは「借主ハ借用物ノ通常ノ必要費ヲ負擔ス」とあるもの第五百九十八條と
は「借主ハ借用物ヲ原狀ニ復シテ之ニ附屬セシメタル物ヲ收去スルコトヲ得」とあるも
の参照すべし)

第八百一條

夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス

夫カ妻ノ財産ヲ管理スルコト能ハサルトキハ妻自ラ之ヲ管理ス

第八百二條

夫カ妻ノ爲メニ借財ヲ爲シ、妻ノ財産ヲ讓渡シ、之ヲ擔保ニ供シ又ハ第六百

二條ノ期間ヲ起シテ其借財ヲ爲スニハ妻ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス但管理ノ目的ヲ以テ果

實ヲ處分スルハ此限ニ在ラス(亭主が女房の爲めに借金を爲し女房の財産を先方に讓渡

すどか又は抵當にするとか又は「第六百三條 處分ノ能力又ハ權限ヲ有セサル者カ借財

借ヲ爲ス場合ニ於テハ其借財借ハ左ノ期間ヲ起ユルコトヲ得ス 一樹木ノ栽植又ハ伐採

ヲ目的トスル山林ノ借財借ハ十年 二其他ノ土地ノ借財借五年 三建物ノ借財借ハ三年

四 動産ノ借財借ハ六ヶ月」とある期間を超へて借財借をするには女房の承諾した上で

なければならぬ尤も管理の目的から出て其收益を處分するには承諾せぬでもよろしい)

第八百三條

夫カ妻ノ財産ヲ管理スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ妻ノ請

求ニ因リ夫ヲ以テ其財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得(亭主

か女房の財産を管理する時に必要があると認めれば裁判所にては女房の請求に因りて亭

主へ其まかせる財産の抵當を入れさせることが出来る)

第八百四條

日常ノ家事ニ付テハ妻ハ夫ノ代理人ト看做ス(朝夕の家事向の事については

女房たるものは亭主の代りをするものと見なす)

夫ハ前項ノ代理權ノ全部又ハ一部ヲ否認スルコトヲ得但之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗ス

ルコトヲ得ス（前に女房は日常の家事については亭主の代理人と見なすとしてあるが亭主は代理として女房がなしたる事の悉皆又は其幾分を承知せぬといふことが出来る然し先の相手が悪意でなかつた時には相手に對してあらざる事は出来ぬなり）

第八百五條 夫カ妻ノ財産ヲ管理シ又ハ妻カ夫ノ代理ヲ爲ス場合ニ於テハ自己ノ爲メニスルト同一ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス（亭主が女房の財産を管理するとき又は女房が亭主の代人として何事か爲す時には人の事と思はず我事同様によく氣をつけねばならぬ）

第八百六條 第六百五十四條及ヒ第六百五十五條ノ規定ハ夫カ妻ノ財産ヲ管理シ又ハ妻カ夫ノ代理ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス（六百五十四條とは「委任終了ノ場合ニ於テ急迫ノ事情アルトキハ受任者、其相續人又ハ法定代理人ハ委任者、其相續人又ハ法定代理人カ委任事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ルマテ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ要ス」とあるもの六百五十五條とは「委任終了ノ事由ハ其委任者ニ出テタルト受任者ニ出テタルト問ハス之ヲ相手方ニ通知シ又ハ相手方カ之ヲ知りタルトキニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ對抗スルコトヲ得ス」とあるもの参照すべし）

第八百七條 妻又ハ入夫カ婚姻前ヨリ有セル財産及ヒ婚姻中自己ノ名ニ於テ得タル財産ハ

其特有財産トス（女房又は入婿が結婚せぬ前から持つて居た財産及び結婚してからでも自分の名前で得た財産は女房又は入婿の財産である）

夫婦ノ孰レニ屬スルカ判然ナラサル財産ハ夫又ハ女房主ノ財産ト推定ス（亭主の財産と女房の財産とも知れぬときには亭主又ハ女の戸主の財産と推しはかり定むるなり）

第四節 離婚

第一款 協議上ノ離婚

第八百八條 夫婦ハ其協議ヲ以テ離婚ヲ爲スコトヲ得（夫婦中は互に相談の上別れる事が出来る）

第八百九條 滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離婚ヲ爲スニハ第七百七十一條及ヒ第七百七十二條ノ規定ニ依リ其婚姻ニ付キ同意ヲ爲ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス（夫婦相談の上別れる時にもしも夫婦が廿五才に滿たざる場合には第七百七十一條第七百七十二條に定めてある人の同意を得てからでなければ別れるとは出来ぬ）

第八百十條 第七百七十四條及ヒ第七百七十五條ノ規定ハ協議上ノ離婚ニ之ヲ準用ス(第七百七十三條第七百七十四條に定めてある事は此離婚にも用ゆるなり参照すべし)

第八百十一條 戸籍吏ハ離婚カ第七百七十五條第二項及ヒ第八百九條ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス(戸籍係の役人は

此離婚が定め規則に違ふて居らぬといふとを合点せねば離婚の届を受付けるとは出来ぬ)

戸籍吏カ前項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ受理シタルトキト雖モ離婚ハ之カ爲メニ其效力ヲ妨ケラルルコトナシ(もしも戸籍係の役人が前の定めに違ふて届けを受付けた時といへども離婚はそれが爲めに效力の無くなるものでない)

第八百十二條 協議上ノ離婚ヲ爲シタル者カ其協議ヲ以テ子ノ監護ヲ爲スヘキ者ヲ定メザリシトキハ其監護ハ父ニ屬ス(相談づくにて別れた者が其相談にて子供は誰が育てるといふとを極めなかつた場合には子供は父親に属して父親が育てねばならぬなり) 父カ離婚ニ因リテ婚家ヲ去リタル場合ニ於テ子ノ監護ハ母ニ屬ス(前の場合にて父親が

入夫であつて其の家を去る場合には母親が育てねばならぬ)

前二項ノ規定ハ監護ノ範圍外ニ於テ父母ノ權利義務ニ變更ヲ生スルコトナシ(前に定めたる二ツの事は子を育てる外の事に父親母親の權利義務が變るとはない)

第二款 裁判上ノ離婚

第八百十三條 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限リ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得(亭主にても女房にても左に示す場合には別れたいといふ事を裁判所へ訴へ出るとか出来るなり)

- 一 配偶者カ重婚ヲ爲シタルトキ(連合が他の者と重ねて結婚した時)
- 二 妻カ姦通ヲ爲シタルトキ(女房が問男をしたとき)
- 三 夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ(亭主が他の亭主のある女と通じ其罪にて刑法の處分を受け懲役したるとき)
- 四 配偶者カ偽造、賄賂、猥褻、竊盜、強盜、詐欺取財、受寄財物費消、贓物ニ關スル罪若クハ刑法第百七十五條第百六十條ニ掲ケタル罪ニ因リテ輕罪以上ノ刑ニ處セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ重禁錮三年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ(連合が何の罪

- 五 配偶者ヨリ同居ニ堪へサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ（連合より一所に居られぬ程な無理非道の扱ひをされたり又は容易ならぬわなを、はづかしめを受けたりととき）
- 六 配偶者ヨリ悪言ヲ以テ遺棄セラレタルトキ（連合より悪い心にて置きざりにされたりととき）
- 七 配偶者ノ直系尊属ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ（連合のさしわたし尊属より無理非道な扱ひを受け又は容易ならぬわなを、はづかしめを受けたるとき、尊属とはその両親又は祖父母などの事）
- 八 配偶者カ自己ノ直系尊属ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ（これは自分でなく自分のさしわたしの尊属に前同様の事をなしたるときなり）
- 九 配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ（連合が何處へ行たやら分らず三年以上も生死の知れぬととき）

- 十 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離縁アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ離縁若クハ縁組ノ取消アリタルトキ（婿養子縁組の場合に離縁があつたとき又は養子が其家の女と結婚した場合に離縁とか縁組の取消とかあつたとき）
- 第八百十四條 前條第一號乃至第四號ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ行爲ニ同意シタルトキハ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス（連合が重婚するとか女房が間男するとか亭主が姦淫罪に處せらるゝとか連合が三年以上の重禁錮の刑に處せらるゝとかした場合に右等の事に他の一方が同意してさせたのなれば離縁の訴をするとは出来ぬ）
- 前條第一號乃至第七號ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ他ノ一方又ハ其直系尊属ノ行爲ヲ宥恕シタルトキ亦同シ（前條の第一より第七までの場合にその亭主又は女房の仕方、及び直系尊属の仕方を許したときは前同様に訴へる事は出来ぬ）
- 第八百十五條 第八百十三條第四號ニ掲ケタル處刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ其配偶者ニ同一ノ事由アルコトヲ理由トシテ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス（第八百十二條第四號の場合に於て自分も前に三年以上の重禁錮の刑を受けて居れば連合が三年以上の重禁錮の刑

ヲ受けたからというて離婚の訴をする事はならぬ)

第八百十六條 第八百十三條第一號乃至第八號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ之ヲ提起スル權利ヲ有スル者カ離婚ノ原因タル事實ヲ知リタル時ヨリ一年ヲ経過シタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス其事實發生ノ時ヨリ十年ヲ経過シタル後亦同シ(第八百十二條の第一號より第八號までの理由に因り離婚の訴をするとの出来る権利を持つて居る者か其離婚の原因とする事を知てより一年経つた後には訴へる事が出来ぬまた其事が起つてから十年経つた後は同じく訴へる事が出来ぬ)

第八百十七條 第八百十三條第九號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ配偶者ノ生死カ分明ト爲リタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第八百十八條 第八百十三條第十號ノ場合ニ於テ離婚又ハ縁組取消ノ請求アリタルトキハ之ニ附帯シテ離婚ノ請求ヲ爲スコトヲ得(附帯とは夫と一所にといふ事)

第八百十三條第十號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ當事者カ離婚又ハ縁組ノ取消アリタルヲ知リタル後三ヶ月ヲ経過シ又ハ離婚請求ノ權利ヲ拋棄シタルキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第八百十九條 第八百十二條ノ規定ハ裁判上ノ離婚ニ之ヲ準用ス但裁判所ハ子ノ利益ノ爲メ其監護ニ付キ之ニ異ナリタル處分ヲ命スルコトヲ得(第八百十一條の定めは協議上の離婚に適用するものなるが此裁判上の離婚にも準用されるなり尤も裁判所にては子供の利益の爲めに此定めを違つた處分をする事が出来る)

第四章 親子

第一節 實子

第一款 嫡出子

第八百二十條 妻カ婚姻中ニ懐胎シタル子ハ夫ノ子ト推定ス(女房が結婚中に身持と成つた子は無論亭主の子だと定むる)

婚姻成立ノ日ヨリ二百日後又ハ婚姻ノ解消若クハ取消ノ日ヨリ三百日以内ニ生レタル子ハ婚姻中ニ懐胎シタルモノト推定ス(結婚が成立してから二百日以後又は夫婦分れしてから三百日以内に産れた子は結婚中に出来たものと定め亭主の子となすなり)

第八百二十一條 第七百六十七條第一項ノ規定ニ違反シテ再婚ヲ爲シタル女カ分娩シタル

場合ニ於テ前條ノ規定ニ依リ其子ノ父ヲ定ムルコト能ハサルトキハ裁判所之ヲ定ム（第七百六十六條第一項「女ハ前婚ノ解消又ハ取消ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタル後ニ非サレハ再婚ヲ爲スコトヲ得ス」）とある定めを背きて再婚なし子を生み落したる時に前の第八百十八條の定めによりて其子の父を定めがたき時は裁判所が之を定むるなり）

第八百二十二條 第八百二十條ノ場合ニ於テ夫ハ子ノ嫡出ナルコトヲ否認スルコトヲ得（第八百十八條ノ場合に亭主は子の嫡出子でないといふ事が出来る）

第八百二十三條 前條ノ否認權ハ子又ハ其法定代理人ニ對スル訴ニ依リテ之ヲ行フ但夫カ子ノ法定代理人ナルトキハ裁判所ハ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス（亭主が嫡子でないといふ權利は其子又は法定代理人に對する訴によりて行ふのである尤も亭主が子の法定代理人であつた時は裁判所は特別代理人といふものを選び任せねばならぬ）

第八百二十四條 夫カ子ノ出生後ニ於テ其嫡出ナルコトヲ承認シタルトキハ其否認權ヲ失フ（亭主が此子の嫡出子であるといふとを一旦承知した以上は否認する權利はなくなる）

第八百二十五條 否認ノ訴ハ夫カ子ノ出生ヲ知りタル時ヨリ一年內ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス（嫡出子でないといふ訴は子が生れてから一年内にせねばならぬ）

第八百二十六條 夫カ未成年者ナルトキハ前條ノ期間ハ其成年ニ達シタル時ヨリ之ヲ起算ス但夫カ成年ニ達シタル後ニ子ノ出生ヲ知りタルトキハ此限ニ在ラス（亭主が二十才未満の者であれば二十才に成つた時から前に定めたる日限を數へる尤も二十才に達したる後に子の生れたといふとを知つた場合には此限でない）

夫カ禁治産者ナルトキハ前條ノ期間ハ禁治産ノ取消アリタル後夫カ子ノ出生ヲ知りタル時ヨリ之ヲ起算ス（亭主が禁治産者禁治産者の事は前に記したりである時には前の日限は亭主の後見人が子の生れたる事を知りたる時又は禁治産の取消しありたる後に亭主が子の生れた事を知りたる時より數へるなり）

第二款 庶子及ヒ私生子

第八百二十七條 私生子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得（私生子といふのは公然夫婦と成つて居らぬ男女の間に出來たる子なりその子は父親又は母親にて自分の子だ

といふ事が出来る)

父カ認知シタル私生子ハ之ヲ庶子トス (父親が自分の子であるといふた以上は子の

庶子といふものに成る庶子とは嫡子でないもの、事あり)

第八百二十八條 私生子ノ認知ヲ爲スニハ父又ハ母カ無能力者ナルトキト雖モ其法定代理

人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス (私生子を之は自分の子であると認知するには父親又は母

親がよしや無能力者の時であつても法定代理人の同意を得ずして認知する事が出来る)

第八百二十九條 私生子ノ認知ハ戸籍吏ニ届出ツルニ依リテ之ヲ爲ス (私生子を我子であ

ると認知するには戸籍係の役人に届け出で、するのである)

認知ハ遺言ニ依リテモ亦之ヲ爲スコトヲ得 (認知は父の父親母親の遺言にてもすることが

出来る)

第八百三十條 成年ノ私生子ハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ認知スルコトヲ得ス (私生子が

二十才以上に成つて居れば其私生子の承知せぬ事には父親母親といへども我子であると、

戸籍吏に届け出でるとは出来ぬ)

第八百三十一條 父ハ胎内ニ在ル子ト雖モ之ヲ認知スルコトヲ得此場合ニ於テハ母ノ承諾

ヲ得ルコトヲ要ス (父親はまだ其子が腹の中に居る時から此は自分の子であるといふ事

を認知する事が出来る然し此場合には其子の母親が承知した上でなければならぬ)

父又ハ母ハ死亡シタル子ト雖モ其直系卑屬アルトキニ限り之ヲ認知スルコトヲ得此場合

ニ於テ其直系卑屬カ成年者ナルトキハ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス (父親又は母親はたとへ

死亡したる私生子といへども現に子や孫などがある時にはこれを認知する事が出来る尤

も其子や孫などが二十才以上なれば其者の承諾を経ねばならぬ)

第八百三十二條 認知ハ出生ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス但第三者カ既ニ取得シタル權利

ヲ害スルコトヲ得ス (私生子の認知は其私生子の生れた當時にさかのぼりて其効力があ

る尤も他の者がその私生子と何か關係ありて其關係の爲めに既に得て居る權利を父母た

る者は妨害するとは出来ぬ)

第八百三十三條 認知ヲ爲シタル父又ハ母ハ其認知ヲ取消スコトヲ得ス (一旦認知をした

以上は取消すとは出来ぬ)

第八百三十四條 子其他ノ利害關係人ハ認知ニ對シテ反對ノ事實ヲ主張スルコトヲ得(子が認知される、について其子及び利害の關係ある者よりは子の認知に對して左様でないといふ反對の事實を云ひ張ることが出来る)

第八百三十五條 子、其直系卑屬又ハ此等ノ者ノ法定代理人ハ父又ハ母ニ對シテ認知ヲ求ムルコトヲ得(子及び其直系卑屬又は此者其の法定代理人は父親又は母親に對して子であるから認知して呉れいといふことを求むることが出来る)

第八百三十六條 庶子ハ其父母ノ婚姻ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得ス(私生子が父母に認知されて庶子となり居たる者は其父母が婚姻すれば嫡出子の身分と成る)

婚姻中父母カ認知シタル私生子ハ其認知ノ時ヨリ嫡出子タル身分ヲ取得ス(私生子が父母に認知されし時其父母が婚姻中であれば直ぐに其時から嫡出子の身分と成るなり)

前二項ノ規定ハ子カ既ニ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス(前の二つの定めは其子が既に死んだ時にも用ゐる)

第二節 養子

第一款 縁組ノ要件

第八百三十七條 成年ニ達シタル者ハ養子ヲ爲スコトヲ得(二十才以上になりたる者は子を養ふことが出来るなり)

第八百三十八條 尊屬又ハ年長者ハ之ヲ養子ト爲スコトヲ得ス(自分の父母又は祖父母など或は自分より年の多い者は養子とするとは出来ぬ)

第八百三十九條 法定ノ推定家督相續人タル男子アル者ハ男子ト養子ヲ爲スコトヲ得ス但女婿ト爲ス爲メニスル場合ハ此限ニ在ラス(法に於て定まりたる家督相續人たる男の子ある者は養子をするとは出来ぬ尤も女婿とする爲めなれば差支へはない)

第八百四十條 後見人ハ被後見人ヲ養子ト爲スコトヲ得ス其任務カ終了シタル後未ク管理ノ計算ヲ終ハラサル間亦同シ

前項ノ規定ハ第八百四十八條ノ場合ニハ之ヲ適用セス(後見人であるものは後見せられ居る者を養子とする事は出来ぬ又其托せられ支配する處の財産の勘定が済まぬ内は後見する者を養子とする事は出来ぬ)

第八百四十一條 配偶者アル者ハ其配偶者ト共ニスルニ非サレハ縁組ヲ爲スコトヲ得ス（連合あるものは其連合と共にでなければ養子に成るとは出来ぬ）

夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ子ヲ養子ト爲スニハ他ノ一方ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル（前の定めは夫婦の内の一人が他の一方の子を養子とするときには用ゐない尤も他の一方の承知は得ねばならぬ）

第八百四十二條 前條第一項ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ハ雙方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲スコトヲ得（前の第二項の場合にて連合の一人が承知だとも不承知だともろの心をあらはし示すとの出来ぬ時は他の一方は双方の名前にて養子をするとか養子になるとか云ふとが出来ぬ）

第八百四十三條 養子ト爲ルヘキ者カ十五年未満ナルトキハ其家ニ在ル父母之ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲スコトヲ得（養子となる者が十五才以下であれば其家に居る両親が其子に代はりて承知するとが出来ぬ）

繼父母又ハ嫡母カ前項ノ承諾ヲ爲スニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス（前の様な場合

に繼父母または嫡母であれば親族會を開きその承諾を得た上でなければいかぬ）

第八百四十四條 成年ノ子カ養子ヲ爲シ又ハ滿十五年以上ノ子カ養子ト爲ルニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス（二十才以上の子が養子を貰ひ又は十五才以上の子が養子に貰はれる時分にはいづれも家に在る両親の同意を得た上でなければ出来ぬ）

第八百四十五條 縁組又ハ婚姻ニ因リテ他家ニ入りタル者が更ニ養子トシテ他家ニ入ラント欲スルトキハ實家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但妻カ夫ニ隨ヒテ他家ニ入ルハ此限ニ在ラス

第八百四十六條 第七百七十二條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前三條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七百七十三條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八百四十七條 第七百七十四條及ヒ第七百七十五條ノ規定ハ縁組ニ之ヲ準用ス
第八百四十八條 養子ヲ爲サント欲スル者ハ遺言ヲ以テ其意思ヲ表示スルコトヲ得此場合ニ於テハ遺言執行者、養子ト爲ルヘキ者又ハ第八百四十三條ノ規定ニ依リ之ニ代ハリテ承諾ヲ爲シタル者及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ遺言カ效力ヲ生シタル後遲滞ナク縁組ノ

届出ヲ爲スコトヲ要ス（養子を任様と思ふものは遺言によりて出来る其場合には本文通り
りの手續をせねばならぬなり、滞滯とはれらなはりといふ事）

前項ノ届出ハ養親ノ死亡ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス

第八百四十九條 戸籍吏ハ縁組カ第七百四十一條第一項、第七百四十四條第一項、第七百五十條第一項及ヒ前十二條ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認めタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス

第七百七十六條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八百五十條 外國ニ在ル日本人間ニ於テ縁組ヲ爲サント欲スルトキハ其國ニ駐在スル日本ノ公使又ハ領事ニ其届出ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ第七百七十五條及ヒ前二條ノ規定ヲ準用ス（各條いづれも婚姻ノ部にて説きたる所と大同小異なれば註を省く）

第二款 縁組ノ無効及ヒ取消

第八百五十一條 縁組ハ左ノ場合ニ限リ無効トス
一 人違其他ノ事由ニ因リ當事者間ニ縁組ヲ爲ス意思ナキトキ（人違ひな意にて當人

同士の間に縁組しやうといふ心なき時）

二 當事者カ縁組ノ届出ヲ爲ササルトキ但其届出カ第七百七十五條第二項及ヒ第八百

四十八條第一項ニ掲ケタル條件ヲ缺クニ止マルトキハ縁組ハ之カ爲メニ其效力ヲ

妨ケラルルコトナシ（各條項参照すべし）

第八百五十二條 縁組ハ後七條ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第八百五十三條 第八百三十七條ノ規定ニ違反シタル縁組ハ養親又ハ其法定代理人ヨリ其

取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但養親カ成年ニ達シタル後六ヶ月ヲ經過シ又ハ追認ヲ

爲シタルトキハ此限ニ在ラス（これは養子をするとき養親が未成年者であつた場合なり

其時には本文通り取消しが出来る但し養親が成年に達して六ヶ月経つた後か又は追認し

た時には出来ぬ）

第八百五十四條 第八百三十八條又ハ第八百三十九條ノ規定ニ違反シタル縁組ハ各當事者

其戸主又ハ親族ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得（各條参照）

第八百五十五條 第八百四十條ノ規定ニ違反シタル縁組ハ養子又ハ其實方ノ親族ヨリ其取

消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但管理ノ計算カ終ハリタル後養子カ追認ヲ爲シ又ハ六ヶ月ヲ経過シタルトキハ此限ニ在ラス(後見人が管理を終らぬ内に被後見人を養子となしたる時は取消が出来尤も但書の通りであれば取消を請求する事は出来ぬ)
追認ハ養子カ成年ニ達シ又ハ能力ヲ回復シタル後之ヲ爲スニ非サレハ其效ナシ(これは前に云ふ追認の定めなり)

養子カ成年ニ達セス又ハ能力ヲ回復セサル間ニ管理ノ計算カ終ハリタル場合ニ於テハ第一項但書ノ期間ハ養子カ成年ニ達シ又ハ能力ヲ回復シタル時ヨリ之ヲ起算ス(第一項参照)

第八百五十六條 第八百四十一條ノ規定ニ違反シタル縁組ハ同意ヲ爲ササリ配偶者ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但其配偶者カ縁組アリタルコトヲ知リタル後六ヶ月ヲ経過シタルトキハ追認ヲ爲シタルモノト看做ス(第八百四十一條の定め違反たる縁組は其配偶者より取消を請求する事が出来る尤も縁組をしたといふことを知つてから六ヶ月経過のちでたまつて居れば承知したものと見なすなり)

第八百五十七條 第八百四十四條乃至第八百四十六條ノ規定ニ違反シタル縁組ハ同意ヲ爲ス權利ヲ有セン者ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得同意カ詐欺又ハ強迫ニ因リタルトキ亦同シ(第八百四十四條、第八百四十五條、第八百四十六條を見合すべし此二條の定め違反たる縁組は同意をする権利を持つて居る者より取消を請求する事が出来る又うらいつはり或は無理強いでした同意であれば前同様取消の請求が出来る)

第七百八十四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス(第七百八十五條参照)
第八百五十八條 増養子縁組ノ場合ニ於テハ各當事者ハ婚姻ノ無効又ハ取消ヲ理由トシテ縁組ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但婚姻ノ無効又ハ取消ノ請求ニ附帯シテ縁組ノ取消ヲ請求スルコトヲ妨ケス

前項ノ取消權ハ當事者カ婚姻ノ無効ナルコト又ハ其取消アリタルコトヲ知リタル後六ヶ月ヲ経過シ又ハ其取消權ヲ拋棄シタルトキハ消滅ス(婚姻の部にて説きたる處と大同小異なれば註せず)

第八百五十九條 第七百八十五條及ヒ第七百八十七條ノ規定ハ縁組ニ之ヲ準用ス但第七百

八十五條第二項ノ期間ハ之ヲ六月トス（第七百八十五條、第七百八十七條の定めは此處にも用ゆる尤も第七百八十四條第二項に三ヶ月とあるものは此處にては六ヶ月とする）

第三款 縁組ノ效力

第八百六十條 養子ハ縁組ノ口ヨリ養親ノ嫡出子タル身分ヲ取得ス（養子は縁組をした日から直ぐに養親の嫡出子たる身分に成る）

第八百六十一條 養子ハ縁組ニ因リテ養親ノ家ニ入ル（養子の縁組すれば其日から養子は養親の家に入るものである）

第四款 離縁

第八百六十二條 縁組ノ當事者ハ其協議ヲ以テ離縁ヲ爲スコトヲ得（縁組をした双方の者は互に相談の上にて離縁することが出来る）

養子カ十五年未滿ナルトキハ其離縁ハ養親ト養子ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲ス權利ヲ有スル者トノ協議ヲ以テ之ヲ爲ス（養子がまだ十五才に成つて居らぬ時には其離縁の承諾は養親と養子に代はりて縁組の承諾をする権利を持つて居る即ち八百四十一條に定めて

ある家の父母と相談の上でする）

養親カ死亡シタル後養子カ離縁ヲ爲サント欲スルトキハ戸主ノ同意ヲ得テ之ヲ爲スニトヲ得（養親が死んだ後なれば現在の戸主たるものと相談する）

第八百六十三條 滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離縁ヲ爲スニハ第八百四十二條ノ規定ニ依リ其縁組ニ付キ同意ヲ爲ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス（これも家にある父母の同意を得ねばならぬなり）

第七百七十二條第二項、第三項及ヒ第七百七十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス（各條項参照）

第八百六十四條 第七百七十四條及ヒ第七百七十五條ノ規定ハ協議上ノ離縁ニ之ヲ準用ス（各條参照）

第八百六十五條 戸籍吏ハ離縁カ第七百七十五條第二項、第八百六十二條及ヒ第八百六十三條ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス

戸籍吏カ前項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ受理シタルトキト雖モ離縁ハ之カ爲メニ其效力ヲ妨ケララルコトナシ

第八百六十六條 縁組ノ當事者ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得(今度は裁判上ノ離縁ノ定めなり)

- 一 他ノ一方ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ(縁組をしたる其一方が他の一方から無理非道な扱ひをされるか又は容易ならぬなどはづかしめを受くるかしたときは裁判所に離縁の訴をする事が出来る)
- 二 他ノ一方ヨリ悪意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ(同じく其一方が他の一方から悪い心にてぼり捨てられしとき)
- 三 養親ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ(第一項の場合の相手か養親の父母又は祖父母などなりしとき)
- 四 他ノ一方カ重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ(他の一方が一年より上の重禁錮の刑の言渡を受けたとき)

五 養子カ家名ヲ遺シ又ハ家産ヲ傾クヘキ重大ナル過失アリタルトキ(養子が家の家名をけがす即ち商家などにては恥節を汚るること又は家産を傾くこと云々様な容易ならぬあやまちのあつたとき)

六 養子カ逃亡シテ三年以上復歸セザルトキ(養子が逃げ出して三年立つても歸らぬとき)

七 養子ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ(養子が何處ぞへ行き三年以上生死の知れぬとき)

八 他ノ一方カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ(第三項の場合にて今度は自分にでなく自分の父母又は祖母父などに對してなり)

九 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離婚アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ婚姻ノ取消アリタルトキ(婚姻の部にあるものと同様にて此處では養子の場合なり家女とは家つきの娘の事)

第八百六十七條 養子満十五年ニ達セサル間ハ其縁組ニ付キ承諾權ヲ有スル者ヨリ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得(承諾權を有するものは家にある父母などなり第八百四十三條を見るべし)

第八百四十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス(第八百四十一條第二項参照)

第八百六十八條 第八百六十六條第一號乃至第六號ノ場合ニ於テ當事者ノ一方カ他ノ一方又ハ其直系尊屬ニ行爲ヲ宥恕シタルトキハ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス(第八百六十條第一號より第六號までにおいてある事は其一方が他一方の仕方をゆるしたときには訴へるとは出来ぬ様になる)

第八百六十九條 第八百六十六條第四號ノ場合ニ於テ當事者ノ一方カ他ノ一方ノ行爲ニ同意シタルトキハ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス(重禁錮一年以上の刑に處せられたるとき云々の場合にて其一方が他一方の仕方に加担をした時には訴へるとはならぬ)

第八百六十六條第四號ニ掲ケタル刑ニ處セラレタル者ハ他ノ一方ニ同一ノ事由アルコトヲ理由トシテ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス(自分も重禁錮一年以上の刑を受けた事が

あれば他の一方が刑に處せられたからというてそれを理由として離縁の訴をする事は出来ぬ)

第八百七十條 第八百六十六條第一號乃至第五號及ヒ第八號ノ事由ニ因ル離縁ノ訴ハ之ヲ提起スル權利ヲ有スル者カ離縁ノ原因タル事實ヲ知リタル時ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス其事實發生ノ時ヨリ十年ヲ經過シタル後亦同シ(離縁の訴へが出来る事實を知りてから一年立つては訴へるとは出来ぬ又その事實の起つてから十年立つては同じ様に訴へるとはならぬ)

第八百七十一條 第八百六十六條第六號ノ事由ニ因ル離縁ノ訴ハ養親カ養子ノ復歸シタルコトヲ知リタル時ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス其復歸ノ時ヨリ十年ヲ經過シタル後亦同シ(養子が三年以上逃亡して歸らぬときの離縁の訴は元の養子が歸つたことを知つてから一年立つた後は訴へるとは出来ぬまた歸つてから十年立てば同様に出来ぬ)

第八百七十二條 第八百六十六條第七號ノ事由ニ因ル離縁ノ訴ハ養子ノ生死カ分明ト爲リ

タル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス（三年以上養子の生死が分らぬときは離縁の訴が出るが知れてからは訴へられぬ）

第八百七十三條 第八百六十六條第九號ノ場合ニ於テ離婚又ハ婚姻取消ノ請求アリタルトキハ之ニ附帶シテ離縁ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第八百六十六條第九號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ當事者カ離婚又ハ婚姻ノ取消アリタルコトヲ知リタル後六ヶ月ヲ經過シ又ハ離婚請求ノ權利ヲ拋棄シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第八百七十四條 養子カ戸主ト爲リタル後ハ離縁ヲ爲スコトヲ得ス但三養子カ隠居ヲ爲シタル後ハ此限ニ在ラス（養子が一旦戸主となりてからは離縁する譯には行かぬ尤も其養子が戸主となりてからでも隠居した後なれば出来る）

第八百七十五條 養子ハ離縁ニ因リ其實家ニ於テ有セシ身分ヲ回復ス但第三者カ既に取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス（養子が離縁となり實家に歸りたるときは前に實家にて得て居つた身分にかへるなり尤も第三者即ち他の者が既に得て居る權利をうれがために

害するとはならぬ）
第八百七十六條 夫婦カ養子ト爲リ又ハ養子カ養親ノ他ノ養子ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ妻カ離縁ニ因リテ養家ヲ去ルヘキトキハ夫ハ其撰擇ニ從ヒ離縁又ハ離婚ヲ爲スコトヲ要ス（夫婦者が養子と爲り或は養子が其の養親の他の養子と結婚した場合にその妻の方が離縁されて養家を去るときには夫たるものは其撰とむころに従ひて離縁か離婚かをせねばならぬ）

民法第五編

第一章 家督相続

第一節 總則

第九百六十四條 家督相続ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス（家督相続といふことは左の二つの事由にて始めて出来るものなり）

- 一 戸主ノ死亡、隠居又ハ國籍喪失（戸主たるものが死んだとき、戸主たるものが隠居したとき戸主たるものが外國へ籍を移つして日本の國籍をなくしたとき）

二 女戸主ノ入夫婚姻其取消又ハ入夫ノ離婚（女の戸主が専主を貫て結婚した時、其結婚が取消され又は入婿が離婚されたとき）

第九百六十五條 家督相續ハ被相續人ノ住所ニ於テ開始ス（家督相續はるの家督を相續させる者の住居にてするなり）

第九百六十六條 家督相續回復ノ請求權ハ家督相續人又ハ其法定代理人カ相續權侵害ノ事實ヲ知リタル時ヨリ五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス相續開始ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ（家督相續を取りかやす權利は家督相續人又ハ其法定代理人カ相續權侵害ノ事實を知りてより五年の内にせねば其取りかやす權利は時効によりて消えて仕舞ふ又相續開始の時から二十年立つた後も同様である）

第九百六十七條 相續財産ニ關スル費用ハ其財産中ヨリ之ヲ支辨ス但相續人ノ過失ニ因ルモノハ此限ニ在ラス（相續する財産にかゝる費用は其財産の内から出す尤も相續人のあやまりにて入つた費用はるれにかざらぬ）
前項ニ掲ケタル費用ハ遺留分權利者カ贈與ノ滅殺ニ因リテ得タル財産ヲ以テ之ヲ支辨ス

ルコトヲ要セス（前にのせてある費用は遺留分權利者カ贈與ノ滅殺ニ因リテ得たる財産を以て支拂ふには及ばぬ遺留分といふ由日本法第四百二十六條一「法定家督相續人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ半額ヲ受ク云々」とあるものなり）

第二節 家督相續人

第九百六十八條 胎兒ハ家督相續ニ付テハ既ニ生マレタルモノト看做ス（まだ腹の中に居る子といへども家督相續の事については既に生れて居る子同様に見なすべしなり）

前項ノ規定ハ胎兒カ死體ニテ生マレタルトキハ之ヲ適用セス（前の定めは腹の子が死んで生まれたときは用ゐない）

第九百六十九條 左ニ掲ケタル者ハ家督相續人タルコトヲ得ス（相續人になれぬ者は左の通りである）

- 一 故意ニ被相續人又ハ家督相續ニ付キ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者（故意とはわざととなり相續させる人を又は相續に ついては自分より順番が先である人を死なせ或は死なせ様として刑に處せられた

- もの)
- 二 被相続人ノ殺害セラレタルコトヲ知リテ之ヲ告發又ハ告訴セザリシ者但其者ニ是非ノ辨別ナキトキ又ハ殺害者カ自己ノ配偶者若クハ直系血族ナリシトキハ此限ニ在ラス(相續させる人の殺された事を知りつゝ、告發も告訴もしなかつた者尤もりの者によいむしの辨へがない時又は殺した者が自分の連合か或はさし渡しの血ついまの者であつた時は此限りでない)
- 三 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相続人カ相續ニ關スル遺言ヲ爲シ、之ヲ取消シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ妨ケタル者(いつはり又は無理強ひによりてした相續の遺言を跡で取消し又はかへ様とするのを邪魔したるもの)
- 四 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相続人ヲシテ相續ニ關スル遺言ヲ爲サシメ、之ヲ取消サシメ又ハ之ヲ變更セシメタル者(いつはり又は無理強ひにて相續の遺言をさせ之を取消さしめ又は之を變更させたるもの)
- 五 相續ニ關スル被相続人ノ遺言書ヲ偽造、變造、毀滅又ハ廢置シタルモノ(偽造とはいつはり作りとせると變造とはかへ推へると毀滅とは破りてなくすると廢置とはかくごと)

- 第九百七十條 被相続人ノ家族タル直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相續人ト爲ル(相續させるもの、家族である直系卑屬は左の定めに従ひて相續人と成るとが出来る)
- 一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キモノヲ先ニス(親等とは六親等ある中にてたとへば一人は六親等に當り一人は五親等に當るといふ時分には則ち親等の近キもの五親等に當る家族を先にするなり)
 - 二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス(たとへば同じ四親等に當るものであれば男の方を先にするなり)
 - 三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス(前と同様に親等の同じき場合にこの同じきものが何れも男ばかりか又は女ばかりである時には嫡出子を先にする)
 - 四 親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ

之ヲ私生子ヨリ先ニス（嫡出子、庶子、私生子が同じ親等である場合には嫡出子及び庶子の方はたとへ女でも私生子よりは先になる）

五 前四號ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ノ先ニス（前四號にのせてある事について何れも同じ様であれば年上の者を先にする）

第八百三十六條ノ規定ニ依リ又ハ養子縁組ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得シタル者ハ家督相續ニ付テハ其嫡出子タル身分ヲ取得シタル時ニ生マレタルモノト看做ス（第八百三十四條に定めてある事にて養子縁組にて嫡出子と成りたる者の年を數へるにはその嫡出子の身分と成りたる時に生れたるものとして數へる）

第九百七十一條 前條ノ規定ハ第七百三十六條ノ適用ヲ妨ケス（第七百三十六條の本文は次條の註にあり）

第九百七十二條 第七百三十七條及ヒ第七百三十八條ノ規定ニ依リテ家族ト爲リタル直系卑屬ハ嫡出子又ハ庶子タル他ノ直系卑屬ナキ場合ニ限り第九百七十條ニ定メタル順序ニ從ヒテ家督相續人ト爲ル（第七百三十七條とは「戸主ノ親族ニシテ他家ニ在ル者ハ戸主

ノ同意ヲ得テ其家族ト爲ルヲ得。但其者カ他家ノ家族タルトキハ其家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」とあるもの第七百三十八條とは「婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入リタルモノカ其配偶者又ハ養親ノ親族ニ非サル自己ノ親族ヲ婚家又ハ養家ノ家族ト爲サント欲スルトキハ前條ノ規定ニ依ル外其配偶者又ハ養親ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。婚家又ハ養家ヲ去リタル者カ其家ニ在ル自己ノ直系卑屬ヲ自家ノ家族ト爲サント欲スルトキ亦同シ」とあるもの参照すべし）

第九百七十三條 法定ノ推定家督相續人ハ其姉妹ノ爲メニスル養子縁組ニ因リテ其相續權ヲ害セラルルコトナシ（法定の推定家督相續人は其姉妹の爲めに養子縁組をしたとて其相續の權利をうれが爲めに害せらるゝとはない）

第九百七十四條 第九百七十條及ヒ第九百七十二條ノ規定ニ依リテ家督相續人タルヘキ者カ家督相續ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相續權ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其者ニ直系卑屬アルハ其直系卑屬ハ第九百七十條及ヒ第九百七十二條ニ定メタル順序ニ從ヒ其者ト同順位ニ於テ家督相續人ト爲ル（これは相續人が相續前に死亡し又は相續すべき權利をなくし

た時の定めなり各條を見合すべし

第九百七十五條 法定ノ推定家督相續人ニ付キ左ノ事由アルトキハ被相續人ハ其推定家督相續人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得（法定の推定家督相續人であつて左の事柄ある時には相續させる者は其者を廢除する請求を裁判所にすると出来る）

- 一 被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルコト
- 二 疾病其他身體又ハ精神ノ狀況ニ因リテ家政ヲ執ルニ堪ヘサルヘキコト（相續人が病氣の爲めか又は身体、精神の模様依りて迎も家を修めて行くことが出来ぬもの）
- 三 家名ニ汚辱ヲ及ホスヘキ罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルコト（たとへば商家などに其家の暖簾に泥を塗る様な悪い事をした爲めに刑を受けたこと）
- 四 浪費者トシテ準禁治産ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ナキコト（準禁治産の宣告を受けたものとは本法第十一條に「心神耗弱者、聾者、啞者、盲者及ヒ浪費者ハ準禁治産者トシテ之ニ保佐人ヲ附スルコトヲ得」とあるものにて其浪費者即ち無茶使ひをして其宣告を受けたものにて心を改める望みのないもの）

此他正當ノ事由アルトキハ被相續人ハ親族會ノ同意ヲ得テ其廢除ヲ請求スルコトヲ得（右にわぐる外正當の譯ある時には親族會の承諾にて廢することを裁判所に請求することが出来る）

第九百七十六條 被相續人カ遺言ヲ以テ推定家督相續人ヲ廢除スル意思ヲ表示シタルトキハ遺言執行者ハ其遺言カ效力ヲ生シタル後遲滞ナク裁判所ニ廢除ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テ廢除ハ被相續人ノ死亡ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス（相續させる者が遺言にて此推定家督相續人は廢除せよとの心をあらはし示した時には其遺言を執行者は遺言の效力の生じたる後直ぐに裁判所にその請求をせねばならぬ此場合には其廢除は相續する者の死んだ當時にさかのぼりて效力が生ずる）

第九百七十七條 推定家督相續人廢除ノ原因止ミタルトキハ被相續人又ハ推定家督相續人ハ廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但相續開始ノ後ハ此限ニ在ラス（前にわぐる法定の推定家督相續人が廢除されべき原因の止みたる時には相續させるもの又はその推定相續人より廢除の取消を裁判所に請求することが出来る尤も既に家督相續が出来て居

れば此限りでない)

第九百七十五條第一項第一號ノ場合ニ於テハ被相続人ハ何時ニテモ廢除ノ取消ヲ請求スルコトヲ得(被相続人ニ對シテ虐待云々ニある第九百七十一條第一項第一號の場合には相續さずるものは何時にても廢除の取消をすることが出来る)

前二項ノ規定ハ相續開始ノ後ハ之ヲ適用セス 前條ノ規定ハ廢除ノ取消ニ之ヲ準用ス

第九百七十八條 推定家督相續人ノ廢除又ハ其取消ノ請求アリタル後其裁判確定前ニ相續カ開始シタルトキハ裁判所ハ親族 利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ戶主權ノ行使及ヒ遺産ノ管理ニ付キ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得廢除ノ遺言アリタルトキ亦同シ(推定家督相續人の廢除又は取消の請求ありて後其裁判がまださまつて居らぬ前に相續が開始した時には裁判所は親族 利害關係人又は檢事の請求により戶主權の行使及び遺産の管理につき必要なる處分を命令する事が出来るまた相續さずる者の遺言があつた時にも同じである)

裁判所カ管理人ヲ選任シタル場合ニ於テハ第二十七條乃至第廿九條ノ規定ヲ準用ス(第

二十七條とは「前二條ノ規定ニ依リ裁判所ニ於テ選任シタル管理人ハ其管理スヘキ財産ノ目錄ヲ調製スルコトヲ要ス但其費用ハ不在者ノ財産ヲ以テ之ヲ支辨ス。不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ利害關係人又ハ檢事ノ請求アルトキハ裁判所ハ不在者カ置キタル管理人ニモ前項ノ手續ヲ命スルコトヲ得右ノ外總テ裁判所カ不在者ノ財産ノ保存ニ必要ト認ムル處分ハ之ヲ管理人ニ命スルコトヲ得」とあるもの第二十八條は「管理人カ第百三條ニ定メタル權限ヲ越ユル行為ヲ必要トスルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ得不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ其管理人カ不在者ノ定メ置キタル權限ヲ越ユル行為ヲ必要トスルトキ亦同シ」とあるもの第二十九條は「裁判所ハ管理人ヲシテ財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得。裁判所ハ管理人ト不在者トノ關係其他ノ事情ニ依リ不在者ノ財産中ヨリ相當ノ報酬ヲ管理人ニ與フルコトヲ得」とあるもの參照すべし)

第九百七十九條 法定ノ推定家督相續人ナキトキハ被相続人ハ家督相續人ヲ指定スルコトヲ得此指定ハ法定ノ推定家督相續人アルニ至リタルトキハ其效力ヲ失フ(法定の推定家

督相續人たる可き者が無い時には相續するものは相續人を誰にと定めるとが出来然し此指定は推定相續人が出来たときには効力がなくなる) 家督相續人ノ指定ハ之ヲ取消スコトヲ得 (前の場合に於て定められた相續人は取消すことが出来る)

前二項ノ規定ハ死亡又ハ隠居ニ因ル家督相續ノ場合ニノミ之ヲ適用ス

第九百八十條 家督相續人ノ指定及ヒ其取消ハ之ヲ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテ其効力ヲ生ス (前にある指定又は取消は戸籍係の役人に届けねば効力がない)

第九百八十一條 被相續人カ遺言ヲ以テ家督相續人ノ指定又ハ其取消ヲ爲ス意思ヲ表示シタルトキハ遺言執行者ハ其遺言カ効力ヲ生シタル後遲滯ナク之ヲ戸籍吏ニ届出ツルコトヲ要ス此場合ニ於テ指定又ハ其取消ハ被相續人ノ死亡ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス (第九百七十二條と意同じければ註せず)

第九百八十二條 法定又ハ指定ノ家督相續人ナキ場合ニ於テ其家ニ被相續人ノ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニアラ

サルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族會ハ左ノ順序ニ從ヒ家族中ヨリ家督相續人ヲ選定ス (法定の家督相續人も指定の家督相續人もない時には其家に相續させる者の父親あるときはその父親、父親がないか又は父親が心を示すことの出來ぬ時は母親、父親も母親もなく又二人共に其心を示すことが出来ぬ時には親族會は左に於ける順序に從ヒ家族の内より相續人を選び定むるなり)

第一 配偶者但家女ナルトキ (家女とは家つぎの娘の事なり)

第二 兄弟 (兄が弟か)

第三 姉妹 (姉が妹か)

第四 第一號ニ該當セサル配偶者 (第一號に家つぎの娘とあるが此處ではうれでない連合といふこと)

第五 兄弟姉妹ノ直系卑屬 (兄が弟が姉が妹がの子など)

第九百八十三條 家督相續人ヲ選定スヘキ者ハ正當ノ事由アル場合ニ限り裁判所メ許可ヲ得テ前條ニ掲ケタル順序ヲ變更シ又ハ選定ヲ爲ササルコトヲ得 (相續人を選び定めねば

なりぬ者もし正當の譯がわれば裁判所の許を受けて前に定めてゐる順番を變へることが出来る又撰定をせぬでも構はぬ)

第九百八十四條 第九百八十二條ノ規定ニ依リテ家督相續人タル者ナキトキハ家ニ在ル直系尊屬中親等ノ最モ近キ者家督相續人ト爲ル但親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス(第九百八十二條ノ定めに依りて相續人がない時にはその家にある父母または祖父母など親等の最も近い者が家督相續人となる尤も親等の同じ者が男女ある時には男が先となる)

第九百八十五條 前條ノ規定ニ依リテ家督相續人タル者ナキトキハ親族會ハ被相續人ノ親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相續人ヲ撰定ス(前條ノ第九百七十八條ノ規定ニ依リテ家督相續人タル者ナキトキハ家ニアル直系尊屬中親等ノ最モ近キ者家督相續人ト爲るといふ定めにも尙は家督相續人なき時は親族會にてその家の分家の戸主か又ハ本家か分家かの家族の中より或は相續させる者の親族の中より撰定む)

前項ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相續人タルヘキ者ナキトキハ親族會ハ他人中ヨリ之ヲ撰定ス(前項の前條ノ規定ニ依リテ家督相續人タル者ナキトキハ親族會ハ被相續人ノ親族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相續人ヲ撰定ストある定めの中にも尙は家督を相續すヘキ者がない場合には親族會は被相續人の他人の中よりその相續人を撰定むるなり)

親族會ハ正當ノ事由アル場合ニ限り前二項ノ規定ニ掲ハラス裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ撰定スルコトヲ得(親族會正シキ譯アル場合に限りて前二項即ち前條ノ規定ニ依リテ家督相續人タル者ナキトキハ親族會ハ被相續人ノ親族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相續人ヲ撰定ストある及び前項ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相續人タルヘキ者ナキトキハ親族會ハ他人ノ中ヨリ之ヲ撰定ストある定めには撰はず裁判所の許しを受けた上にて被相續人の他人を相續人に撰み定むることが出来るなり)

第三節 家督相續ノ效力

第九百八十二條 家督相續人ハ相續開始ノ時ヨリ前戸主ノ有セシ權利義務ヲ承繼ス但前戸

主ノ一身ニ専屬セルモノハ此限ニ在ラス（家督を相續したものは相續した日から前の戸主が有して居つた権利も義務も共に受けつぐなり尤も前の戸主の身一つに屬して家に關係のない事は受け継ぐかぎりでない）

第九百八十三條 系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有權ハ家督相續ノ特權ニ屬ス（系譜とはその家の系圖、祭具とは祭の道具、墳墓とは墓地、以上のもの、持主權は相續の特權である）

第九百八十四條 隱居者及ヒ入夫婚姻ヲ爲ス女戸主ハ公正證書其他確定日附アル證書ニ依

リ其財産ヲ留保スルコトヲ得但家督相續人ノ遺留分ニ關スル規定ニ違反スルコトヲ得ス

（隱居したもの又は婿を取る女の戸主は公證人の拵へた證書か其他たしかな日附のある書付にて其財産を留め保つ事が出来る尤も相續人の遺留分にかゝる規則にちむく事は出來ぬ）

第九百八十五條 隱居又ハ入夫婚姻ニ因ル家督相續ノ場合ニ於テハ前戸主ノ債權者ハ其前

戸主ニ對シテ辨濟ノ請オヲ爲スコトヲ得（隱居または入夫にて家督相續が成り立つた場

合は前の戸主、前の戸主とは即ち隱居したもの又は婿を取つた女なり）に貸金などある者

は相續人に拘らず前の戸主を相手にして催促する事が出来るなり）
入夫婚姻ノ取消又ハ入夫ノ離婚ニ因ル家督相續ノ場合ニ於テハ入夫カ戸主タリシ間ニ負擔シタル債務ノ辨濟ハ其入夫ニ對シテ之ヲ請求スルコトヲ得（入婿して戸主と成つた者が離縁さるゝによりて家督相續といふ事が始まる時分には其入婿して戸主となつた者が戸主であつた間に負ふた借金などの返済は前の戸主であつた者に請求する事が出来る）

前二項ノ規定ハ家督相續人ニ對スル請求ヲ妨ケス（前の二ツの定めは左様したからと云ふて出來ぬ時分には家督相續人に請求してもかまはぬ）

第九百八十六條 國籍喪失者ノ家督相續人ハ戸主權及ヒ家督相續ノ特權ニ屬スル權利ハミ

ヲ承繼ス但遺留分及ヒ前戸主カ特ニ指定シタル相續財産ヲ承繼スルコトヲ妨ケス（國籍を失ひたる者の家督を相續する者は戸主たる權利及び家督相續について居る權利ばかりを受けつぐ尤も遺留分及び前の戸主が特別に指定したる相續財産を受けつぐ事は構はる

ぬ）
國籍喪失者カ日本人ニ非サレハ享有スルコトヲ得ザル權利ヲ有スル場合ニ於テ一年內ニ

之ヲ日本人ニ讓渡ササルトキハ其權利ハ家督相續人ニ歸屬ス（日本に籍をなくした者が日本人でなければ持つ事の出来ない權利を持つて居る場合に一年の内にこれを日本人にゆづり渡さねばその權利は家督を相續する者につくなり）

第九百八十七條 國籍喪失ニ因ル家督相續ノ場合ニ於テ前戸主ノ債權者ハ家督相續人ニ對シテハ其受ケタル財産ノ限度ニ於テノミ辨濟ノ請求ヲ爲スコトヲ得（日本に籍がなくなくなつた為め開始する家督相續に於いては前の戸主國籍をなくした者への貸金などは相續する者が受けた財産の程台に依りて其程台だけ請求する事が出来る）

第二章 遺産相續

第一節 總則

第九百八十八條 遺産相續ハ家族ノ死亡ニ因リテ開始ス（遺産相續といふ事は家族が死んで始めて開ける）

第九百八十九條 第九百六十一條乃至第九百六十四條ノ規定ハ遺産相續ニ之ヲ準用ス（各條を見合すべし、第九百六十一條より第九百六十四條に至るまでの定めは此遺産相續に

も併せ用ゆるなり）

第二節 遺産相續人

第九百九十條 被相續人ノ直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ遺産相續人ト爲ル（相續させる者のさしわたしの卑屬は左の定めにしたかひて其相續人と爲れる）

- 一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス（親等のうちがつて居る者の間では四等親よりは三等親、三等親よりは二等親と云ふ様に近きものを允にする）
- 二 親等ノ同シキハ者ハ同順位ニ於テ遺産相續人ト爲ル（もしも親等が同じ者であれば同じ順に遺産を相續する者となる）

第九百九十一條 前條ノ規定ニ依リテ相續人タルヘキ者ノ一人又ハ數人カ相續ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相續權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑屬アルトキハ其直系卑屬ハ前條ノ規定ニ從ヒ其者ト同順位ニ於テ遺産相續人ト爲ル（前の定めによりて相續人たるべきもの、一人また幾人もが相續の開始前死し又は相續する權利をなくした時には其者に直系卑屬があればそれを前の定めにしたかひて同じ順番に相續人とする）

第九百九十二條 前二條ノ規定ニ依リテ相續人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺産相續ヲ爲スヘキ者ノ順位左ノ如シ(前ノ二條ノ定めニ依リテ相續人がない時にはそれを相續する順位は左の通りである)

第一 配偶者(連合)

第二 直系尊屬(さしわたしの尊屬)

第三 戸主(家の主人)

前項第二號ノ場合ニ於テハ第九百九十二條ノ規定ヲ準用ス

第九百九十三條 左ニ掲ケタル者ハ遺産相續人タルコトヲ得ス(左にのする者は相續人と成ることは出来ぬ)

- 一 故意ニ被相續人又ハ遺産相續ニ付キ先順位若クハ同順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者(相續させるもの、遺産相續につき)
- 二 順番の先なる者、同じ順番にある者などをわざと死なせ、又は死なせ様として刑罰を受けたもの)

二 第九百六十五條第二號乃至第五號ニ掲ケタル者(第九百六十五條の第二號より第五號までののせてある者)

第九百九十四條 遺留分ヲ有スル推定遺産相續人カ被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキハ被相續人ハ其推定遺産相續人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得(遺留分を所持して推定遺産相續人が相續させる者に對して無理非道な扱い様を成し又は容易ならぬあなどりはづかしめを加へた時には相續させる者はその推定遺産相續人を廢し除く請求を裁判所にする事が出来る)

第九百九十五條 被相續人ハ何時ニテモ推定遺産相續人廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得(一旦廢除しても都合に依りて其廢除の取消を裁判所へ請求する事が出来る)

第九百九十六條 第九百七十二條及ヒ第九百七十四條ノ規定ハ推定遺産相續人ノ廢除及ヒ取消ニ之ヲ準用ス

第三節 遺産相續ノ效力

第一款 總則

第九百九十七條 遺産相続人ハ相続開始ノ時ヨリ被相続人ノ財産ニ屬セシ一切ノ權利義務
ル承継ス但被相続人ノ一身ニ專屬セシモノハ此限ニアラズ(第九百八十二條ト同ト意に
テ此處にては遺産相続の場合なり)

第九百九十八條 遺産相続人數人アルトキハ相続財産ハ其共有ニ屬スハ遺産ヲ相続スル者
ガ幾人モある時にはその財産は幾人ものもやひ物となる)

第九百九十九條 各共同相続人は其相続分ニ應ジテ被相続人ノ權利義務ヲ承継ス(もやひ
の相続人は其相続した分に應じて相続させた者の權利なり義務なりを受けつぐ)

第二款 相続分

第一千條 同順位ノ相続人數人アルトキハ其各自ノ相続分ハ相均シキモノトス但直系卑屬數
人アルトキハ庶子及ヒ私生子ノ相続分ハ嫡出子ノ相続分ノ二分ノ一トス(同ト順序の相
續人幾人モあるときは其各々の相続分は同じ高である尤も直系卑屬幾人もあるときはは
庶子ビ私生子は嫡出子が相続する半分を相続する)

第一千一條 第九百九十二條ノ規定ニ依リテ相続人タル直系卑屬ノ相続分ハ其直系尊屬カ受

クヘカリシモノニ同シ但直系卑屬數人アルトキハ其相続分ハ前條ノ規定ニ從ヒ各自ノ直
系尊屬カ受クヘカリシ部分ニ付キ之ヲ定ム(註に及ばず)

第一千二條 被相続人ハ前二條ノ規定ニ拘ハラズ遺言ヲ以テ共同相続人ノ相続分ヲ定メ又ハ
之ヲ定ムルコトヲ第三者ニ委託スルコトヲ得但被相続人又ハ第三者ハ遺留分ニ關スル規
定ニ違反スルコトヲ得(相続させる者は前二條の定めには拘はらず遺言にて共同相続人の相
續分を定め又は之を定むる事を他人に頼み置く事が出来る尤も遺留分の定めには違ふ事は
出来ぬ)

被相続人カ共同相続人中ノ一人若クハ數人ノ相続分ノミヲ定メ又ハ定メシモノタルトキハ
他ノ共同相続人ノ相続分ハ前二條ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム(相続させる者カ共同相続人
の内の一人または幾人かの相続分を定め又は人に托して定めさせた時には其他の共同相
續人ノ相続分は前の二條の定めによりてきはむるなり)

第一千三條 共同相続人中被相続人ヨリ遺贈ヲ受ケ又ハ婚姻、養子縁組、分家、廢絶家再興
ノ爲メ若クハ生計ノ資本トシテ贈與ヲ受ケタル者アルハ被相続人カ相続開始ノ時ニ於

テ有セシ財産ノ價格ニ其遺贈又ハ贈與ノ價格ヲ加ヘタルモノヲ相續財産ト看做シ前三條ノ規定ニ依リテ算定シタル相續分ノ中ヨリ其遺贈又ハ贈與ノ價格ヲ控除シ其殘額ヲ以テ其者ノ相續分トス（共同相續人の内に相續させる者より幾かの財産を遺し贈られ又は結婚、養子の縁組、家を分ける、絶えて居る家と與すため、または暮しの本手として幾かの財産を貰ふて居た者ある時は相續させる者が相續開始の時に於て有する財産の高に遺贈し又は贈與したる高を加へたものを相續財産と看做し前の三條の定めによりて勘定したる相續分の内より其遺贈又は贈與を除き去り其残りを以て其者の相續分とはするなり）

遺贈又ハ贈與ノ價格カ相續分ノ價格ニ超エル時ハ受遺者又ハ受贈者ハ其相續分ヲ受クルコトヲ得ス（前に記した遺贈又は贈與の高が相續分の高より多い時にはそれを受けたる者は相續分を受くる事は出来ぬ）

前二項ノ規定ハ被相續人カ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ之ヲ適用セス（前の二ツの定めは相續させる者が左様しないと反對の旨を示した時には用いぬ）

第一千四條 前條ニ掲ケタル贈與ノ價格ハ其目的タル財産カ受贈者ノ行為ニ因リ減失シ又ハ

其價格ノ増減アリタルトモ雖モ相續開始ノ當時仍ホ原狀ニテ存スルモノト看做シテ之ヲ定ム前にのせたる贈與の高は其目當の財産が受けた者の仕方にて無くなり又は其高の増すか減るかして居ても相續開始の時には以前の儘に變らずに居る者として定めるなり

第一千五條 共同相續人ノ一人カ分割前ニ其相續分ヲ第三者ニ讓渡シタルトキハ他ノ共同相續人ハ其價格及ヒ費用ヲ償還シテ其相續分ヲ讓受クルコトヲ得（共同相續人の内の一人が相續財産を分ける前にもしも其相續分を他の人に譲りわたした時には其外の共同相續人は其直段の高及び入費を返して此方に譲り受ける事が出来るなり）

前項ニ定メタル權利は一ヶ月内ニ之ヲ行使スルコトヲ要ス（前に定めたる權利、即ち直段の高及び入費を拂ふて此方に譲り受ける事の出来る權利は一月の内にせねばならぬ）

編者云ふ民法は第一編總則、第二編物權、第三編債權、第四編親族及び第五編相續の五編より成り千百四十餘箇條の多きに亘り而して文簡に理密なるを以て小冊子の得て説き盡すべき所にあらず故に今最も一般に必要と認たる婚姻養子及び相續等の二三編を掲げて通俗に説明し註釋を下す追て他の條項に説き及ばず事あるべし讀者諒せよ

民法のわが国

民法はわかり易

明治卅一年七月廿日印刷
同 廿六日發行

大阪市西區北堀江通二丁目二〇一番邸

編輯兼發行人

榎本松之助

